

指名停止措置を行いました ～贈賄、公契約関係競売等妨害～

北海道開発局は、株式会社有我工業所の代表取締役が公契約関係競売入札妨害容疑及び贈賄容疑で逮捕されたことから、指名停止7か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第10号及び第3号イに該当）

南富良野町発注工事の入札に関し、令和4年2月14日に株式会社有我工業所の代表取締役が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕され、また、令和4年3月7日に贈賄罪で再逮捕されたことから、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社有我工業所	北海道空知郡上富良野町中町3丁目2番1号

2. 指名停止措置期間：令和4年3月31日～令和4年10月30日（7か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期 間
（贈賄） 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

○指名停止等措置要領第3条第2項第一号

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 臼井 義晃（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 野上 浩也（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

